

第 229 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 6 年 7 月 10 日

南 部 町 農 業 委 員 会

229 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和6年7月10日(水) 午後2時05分

2. 閉会年月日 令和6年7月10日(水) 午後2時21分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員(11人)

会長	4番	中村文男	
会長職務代理	9番	川守田雄一	
委員	1番	佐々木正義	3番 夏坂元一朗
	5番	夏堀健一	6番 梅内道子
	7番	山田憲幸	10番 佐々木一雄
	11番	佐々木徳志	12番 三浦恵美子
	14番	高橋勝敏	

5. 欠席委員(5人)

2番	石橋薫	8番	堀内重男
13番	赤石敏文	15番	河守田雄一
16番	工藤信仁		

6. 会議書記

事務局長	野月正治
主幹	佐藤弓孔
主査	宮野健人

7. 会議日程

日程第1	会議録署名委員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第6号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第5	議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第7	議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 12 番 三浦 恵美子委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 229 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、2 番 石橋薫 委員・8 番 堀内重男 委員・13 番 赤石敏文 委員・15 番 河守田雄一 委員・16 番 工藤信仁 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 11 名で、委員定数に達しておりますので、第 229 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 5 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 9 番 川守田 雄一 委員 12 番 三浦 恵美子 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。
議 長	本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第 4 報告第 6 号「貸貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 佐藤主幹
佐藤主幹	報告第 6 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により貸貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意

議 長 佐藤主幹	による解約書を受理したので報告するもので、1 件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まででした。 今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和 6 年 5 月 30 日、土地の引渡し の時期は令和 6 年 5 月 31 日、合意解約の条件は「なし」であります。 次に、日程第 5 議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議 題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹
議 長	議案第 13 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 3 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。 農地調査の結果について、説明を求めます。 横町 政治 調査員
横町 調査員	3 番 横町から説明いたします。 去る 7 月 1 日、高橋農業委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 13 号と議案 第 14 号について、調査を行いましたので説明します。 議案第 13 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件につ いて、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働 人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番と番号 2 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を 取得するものです。 番号 3 番の申請理由は、贈与を受けて、新規で営農するため申請地を取得するもの です。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 13 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のと おり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 6 議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する 意見について」を議題といたします。

佐藤主幹	議案の説明を求めます。 佐藤主幹 議案第 14 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 3 件で、所有権の移転に関するものです。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 よこまち まさはる 横町 政治 調査員
横町 調査員	議案第 14 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、借家住まいを解消し同居するのに、駐車場が必要になり、敷地を拡張するため転用するものです。 番号 2 番の申請理由は、駐車場が手狭になったことに伴い、事務所を新築し、移転するために申請地を取得するものです。 番号 3 番の申請理由は、借家住まいを解消し、自己住宅兼店舗を建築し、転居及び営業するため、申請地を取得するものです。 調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。 佐藤主幹
佐藤主幹	議案第 14 号について、補足説明いたします。 番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・大向地区で三戸駅から南西に約 160m の距離に位置し、北西は宅地、南東は非農地となっております。 農地区分については、「鉄道の駅の周囲おおむね 300m 以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地の転用は、許可することができることから、転用目的は問題ないと考えます。 番号 2 番の申請地の位置ですが、名川・剣吉地区で剣吉支所から北西に約 600m の距離に位置し、北東及び南側は非農地、西側は農地となっております。 農地区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地と認められることから、その他の 2 種農地と判断されます。 2 種農地の転用は周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的が事務所の移転であり、相応の面積を要することを勘案すれば、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目

		的は問題ないと考えます。 番号 3 番の申請地の位置ですが、福地・福田地区で南部町役場福地支所から南に約 320m の距離に位置し、北東と南側は宅地、西側は農地となっております。 農地区分については、「役場の周囲おおむね 300m 以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地の転用は、許可することができることから、転用目的は問題ないと考えます。 なお、番号 2 番は、3,000 m²を超える農地転用案件になりますので、青森県農業会議主催の常設審議委員会に諮って、その意見を添付して、県知事に意見書を送付することになります。 以上で、補足説明を終わります。
議	長	議案第 14 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって議案第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。
		次に、日程第 7 議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。
		議案の説明を求めます。
		佐藤主幹
佐藤主幹		議案第 15 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、5 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は畑、期間は 4 年 8 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 7,806 円です。 番号 2 番と番号 3 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 4 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 番号 5 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,970 円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議	長	議案第 15 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって議案第 15 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用

	集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 229 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 21 分) 終礼を行います。 ・ 起立 ・ 礼 ・ 直れ ・ 着席
--	---

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 7 月 10 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....